

さいたま市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

さいたま市長

清水 勇人

## さいたま市規則第26号

### さいたま市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市高圧ガス保安法施行細則（平成30年さいたま市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休止した特定施設の再開の届出) 第9条 <u>液石則第77条第3項又は一般則第79条第3項</u> の規定により使用を休止した特定施設を再び使用するときは、あらかじめ、高圧ガス製造施設再開届書（様式第15号）により市長に届け出なければならない。	(休止した特定施設の再開の届出) 第9条 <u>液石則第77条第2項ただし書又は一般則第79条第2項ただし書</u> の規定により使用を休止した特定施設を再び使用するときは、あらかじめ、高圧ガス製造施設再開届書（様式第15号）により市長に届け出なければならない。
様式第15号（第9条関係） 高圧ガス製造施設再開届書 [略] 液化石油ガス保安規則第77条第3項又は一般高圧ガス保安規則第79条第3項の規定により休止した特定施設の使用を再開したいので、届け出ます。 [略]	様式第15号（第9条関係） 高圧ガス製造施設再開届書 [略] 液化石油ガス保安規則第77条第2項又は一般高圧ガス保安規則第79条第2項の規定により休止した特定施設の使用を再開したいので、届け出ます。 [略]

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市高圧ガス保安法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。